

犯罪被害者等支援における連携と協力に関する協定を締結します

令和4年4月1日から施行される前橋市犯罪被害者等支援条例に伴い、前橋警察署及び前橋東警察署と連携協力して、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復と、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現させるため、「犯罪被害者等支援における連携と協力に関する協定書に係る締結式」を開催します。

1 協定締結先

- ・前橋警察署
- ・前橋東警察署

2 協定施行日

令和4年4月1日

3 締結式実施場所及び時間

令和4年3月28日（月） 10時30分～

前橋市役所4階 庁議室

4 主な出席者

前橋警察署長 田村正男氏

前橋東警察署長 長岡章氏

前橋市長 山本 龍

5 主な協力事項

- ・支援に必要な情報の提供
- ・条例の広報、啓発に係る連携協力

本件に関するお問い合わせ先

防災危機管理課 防犯係

電話 直通 / 027-898-5839